

入札参加者各位

福岡県農林水産部

## 現場技術者の専任合理化について

のことについて、以下の通り取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### I 専任特例1号技術者の配置について

下記の（1）～（9）の要件を全て満たす場合に、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（以下、「専任特例1号技術者」という。）の配置を認めます。

#### 記

- （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- （2）工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例1号技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。
- （3）下請け次数が3を超えていないこと。
- （4）当該建設工事に置かれる専任特例1号技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。  
なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。
- （5）CCUS 等により、専任特例1号技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- （6）人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- （7）専任特例1号技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （8）兼務する工事の数は2件を超えないこと。
- （9）同一の専任特例1号技術者が兼任できる工事の工事種別及び発注機関（公共・民間等）については問わない。

## 注 意 事 項

専任特例 1 号技術者の配置を予定している場合は、一般競争入札においては入札参加申込み時、指名競争入札においては入札時に「主任技術者等（専任特例 1 号）の配置を予定している場合の確認事項（様式 1）」を提出してください。

落札後（契約締結前）に、「情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式 3）」により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。  
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

## II 建設業法第 26 条の 5 の適用を受ける営業所技術者等の配置について

下記の（1）～（9）の要件を全て満たす場合に、建設業法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の配置を認めます。

### 記

- （1）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （2）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- （3）営業所と工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
- （4）下請け次数が 3 を超えていないこと。
- （5）当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。  
なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。
- （6）CCUS 等により、営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- （7）人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。

- (8) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (9) 兼務する工事の数は1件を超えないこと。

### 注 意 事 項

営業所技術者等の配置を予定している場合は、一般競争入札においては入札参加申込み時、指名競争入札においては入札時に「営業所技術者等（建設業法第26条の5）の配置を予定している場合の確認事項（様式2）」を提出してください。

落札後（契約締結前）に、「情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式3）」により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。  
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

### III 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

#### 記

1. 県発注で近接により諸経費を調整する工事
2. 以下の条件を満たす2件までの工事（県発注に限らない（※1））
  - (1) 兼务工事件数は二件までとし、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であること。ただし、兼務する二件の工事現場が、それぞれ建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等（専任特例1号技術者）の配置が可能な工事現場の場合は、1日の勤務時間内で巡回可能であり、移動時間が概ね2時間以内であること。
  - (2) 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと当事務所長が認めるものであること。
  - (3) 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (4) 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡

回し、現場の安全管理等に当たること。

(5) 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

### **注 意 事 項**

兼務を希望する場合は、落札後すみやかに（契約締結前に）「専任を要する主任技術者（現場代理人）の兼務申請書」により申請してください。

なお、工事現場の相互の間隔を2時間以内と拡大する場合には、要件確認資料として「情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式3）」も併せて申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。

この場合、他に配置する現場代理人がいないときは契約できません。